

はこだて療育・自立支援センター条例施行規則の一部を改正する規則
を次のように定める。

令和6年3月15日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第7号

はこだて療育・自立支援センター条例施行規則の一部を改正
する規則

はこだて療育・自立支援センター条例施行規則（平成24年函館市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第10号」を「第9号」に改め、同条第2項中「第4条第1項第10号」を「第4条第1項第9号」に改める。

第4条第1号中「第4条第1項第5号」を「第4条第1項第4号」に改め、同条第2号中「第4条第1項第6号」を「第4条第1項第5号」に、「同項第7号」を「同項第6号」に改め、同条第3号中「第4条第1項第9号」を「第4条第1項第8号」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。